

平成30年度早期退職に係る募集実施要項

平成30年 5月 2日

美波町長 影治 信良

1. 募集趣旨

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年条例第5号）第2条第1項第1号の規定により、早期退職を希望する職員の募集を行う。

2. 募集対象の職員

美波町に勤務する職員のうち、平成31年3月31日現在で、年齢が満45歳以上の職員で、勤続20年以上の者（ただし、医師を除く）

※ただし次の事項のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成31年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く）を募集の開始の日において受けている又は募集の期間内に受けた職員

3. 募集人数

5名

4. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年5月7日（月）から 平成30年5月31日（木）まで

※ただし募集人数に達した場合はその時点で募集を終了する。

5. 退職日

平成31年3月31日

6. 応募の手續

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(様式第1号)に必要事項を自筆にて記入の上、募集の期間のうちに、郵送、手渡しなどの方法により、下記受付担当宛に提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 平成30年6月下旬までに通知する予定
- (3) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - ① この募集実施要項に適合しない場合
 - ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式第2号)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7. 特例措置

退職手当を算定する際に所定の割増措置がある。

8. 受付及び問合せ先

総務課 浜、郡

電話：0884-77-3611